平成２３年（フ）第２１３号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘３丁目２番地17メゾン神谷２号室
債務者　篠塚　竹美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
茨城県牛久市柏田町3255番地53　モア・エレガント202、前住所茨城県水戸市金町１丁目２番35―102号生野マンション
債務者　出澤　　大
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
茨城県取手市戸頭２丁目30番25―Ｂ205号、前住所茨城県取手市井野台３丁目３番１―206号
債務者　葛西　正志
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
茨城県牛久市岡見町2788番地の46
債務者　長谷川フミ子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
佐賀県鳥栖市浅井町143番地３　古賀県営住宅６―16
債務者　羽根　恭子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
大分県杵築市山香町大字日指2270番地１
債務者　渡邉　良子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
宮崎県日向市大字財光寺1274番地７
債務者　中村　宮子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２８８号
沖縄県浦添市城間２丁目17番15―203号ＳＳマンション
債務者　上江洲尚美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３７６号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目５番18号　メゾンＳ205号
債務者　渡部智佳子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８１号
福岡市南区曰佐３丁目33番27号、申立時の住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２２―401
債務者　長田　　満
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９５４号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番32―309号、前住所兵庫県尼崎市昭和通５丁目186番地の２　クラウンハイム尼崎昭和通802号
債務者　岡田　昌之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６０号
兵庫県西宮市甲陽園東山町５番45―102号
債務者　江口みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県丹波市春日町野上野1961番地
債務者　岡田　　守
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
山口県周南市古泉１丁目５番５号
債務者　貞弘　浩司
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３５６号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字大東230番地１
債務者　原田　健一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９８号
北九州市戸畑区東大谷３丁目18番20号
債務者　下原　卓治
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１００１号
北九州市小倉北区若富士町７番４―201号
債務者　薄井美佐江
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部